

審査基準

令8年4月1日作成

法令名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根拠条項：第4条第1項
処分の概要：自動車の保管場所証明
原権者（委任先）：警察署長
法令の定め： 自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条（保管場所の確保） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条（保管場所の要件） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第1条（保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続等）
審査基準： 法令の定めに尽くされている。
標準処理期間： 7日（行政庁の休日は含まない。）
申請先： 申請書は、当該申請に係る保管場所を管轄する警察署の交通課（係）に提出してください。
問合せ先： 当該申請に係る保管場所を管轄する警察署の交通課
備考：